

社会福祉法人足利むつみ会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足利むつみ会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) その他理事長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 理事及び監事並びに評議員の報酬は、定款第8条第1項及び第21条第1項の定めにより無報酬とする。

2 前条第3号に定める者の報酬についても、前項と同様とする。

(費用弁償を支給する業務の種類)

第4条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査、検査
- (3) 行政機関による監査、検査の立会い
- (4) 役員等の研修会及び他の施設の視察
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第5条 前条第1号から第3号に定める業務については、交通費、日当及び諸経費の実費弁償として1日当たり3,000円を支給する。

2 前条第4号及び第5号に定める業務については、「社会福祉法人足利むつみ会旅費規程」に基づく旅費（鉄道運賃、航空運賃、車賃、日当及び宿泊料）を支給する。

3 前項の旅費の額は、原則として役員等の居住地を起点として計算する。

4 前条第6号に定める業務については、業務内容に応じて、第1項又は第2項に規定する額を支給する。

(適用除外)

第6条 役員等がこの法人の職員である場合は、前条の費用弁償は支給しない。

(改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

この規程は、平成29年6月22日から施行する。